

奈良県告示第百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和三年七月十六日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
J i b u n薬局小泉	大和郡山市小泉町東一丁目七番地の四 グランドウール郷一階	令和三年五月三十一日
郡山駅前歯科	大和郡山市高田町一四一―六 シティパレス吉川一〇六	令和三年六月一日